

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他（医療保険者等向け中間サーバー等）	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
3. 特定個人情報ファイル名		
生活保護受給者等情報ファイル		
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由		
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、公平かつ迅速な生活保護の実施に資することとなるとともに、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、生活保護の開始、変更、廃止などの決定事務の効率化が図れる。	
②実現が期待されるメリット	特定個人情報ファイルを利用することで、これまで要保護者の申請、届出等において提出が求められていた挙証書類(年金通知書の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減につながるが見込まれる。加えて、保護の実施機関においても、情報連携等により他法他施策における給付状況を速やかに把握し、保護の各種決定及び実施を公平かつ迅速に行うことが可能となることが期待される。	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 準法定事務主務省令 表1の項 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例第4条第2項・第3項(平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。)	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「利用特定個人情報提供省令」という。)第2条の表 〔情報提供〕 利用特定個人情報提供省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 〔情報照会〕 利用特定個人情報提供省令第2条の表 42、43、161、162の項	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	札幌市保健福祉局総務部保護課	
②所属長の役職名	保護課長	
8. 他の評価実施機関		
—		